

議案第 59 号

市川市特別職報酬等審議会条例等の一部改正について

市川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例

(市川市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第 1 条 市川市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「常勤の監査委員及び教育長」を「教育長及び常勤の監査委員」に改める。

(市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市職員退職手当基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 57 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「常勤の監査委員及び教育長」を「教育長及び常勤の監査委員」に改める。

(市川市長が管理及び執行をする教育に関する事務を定める条例の一部改正)

第 3 条 市川市長が管理及び執行をする教育に関する事務を定める条例(平成 20 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

本則中「第 24 条の 2 第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を踏まえ、関係条例の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。